

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
国頭村	(浜、半地、比地、奥間、鏡地、桃原、辺土名、安波集落)	令和3年3月31日	令和3年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	301.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	122.0ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	59.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	34.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	0.0ha

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

60歳以下の耕作者が少なく今後5年先、10年先の地域の農地をだれがどうやって守っていくか又後継者がいない70歳以上の農地をどのように繋げてくか。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区での後継者や新規就農者がいない場合には、入作を希望する認定農業者などの地区外からの受け入れを促進する。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

耕作放棄地の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付けるか、農業委員会を通して地域内の農業者に貸し付けるようにする。

農地中間管理機構の活用方針

西側及び東側地区の重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、当該地域においても、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

新規・特産化作物の導入方針

米、麦等の土地利用型作物以外に、当該地区を中心に収益性の高い作物など園芸作物の生産、特産加工に向けた生産に取り組む。

鳥獣被害防止対策の取組方針

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。